

7	青少年・治安対策本部	治安対策の推進
事業概要	<p>犯罪の凶悪化や外国人組織犯罪の増加等に伴う都民の体感治安の低下を回復するため、平成15年8月、副知事を本部長とする「東京都緊急治安対策本部」を設置し、「外国人組織犯罪対策」「少年問題対策」（平成16年8月からは「青少年育成総合対策推進本部」において取組を開始）「安全・安心まちづくりの推進」を緊急治安対策の柱とし、総合的な治安対策を行ってきた。</p> <p>平成17年8月、青少年に係る総合対策と治安対策を推進する新組織「青少年・治安対策本部」の治安対策課において、治安対策の取組を推進している。</p>	
これまでの経過	<p>1 不法滞在外国人対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「首都東京における不法滞在外国人対策の強化に関する共同宣言」の発表（平成15年10月）</li> <li>不法滞在者問題の解決に向けて、法務省入国管理局、東京入国管理局及び警視庁が共同して具体的な取組を開始した。</li> <li>・ 警視庁、東京入国管理局への都職員の派遣（平成16年4月～平成18年3月）</li> <li>・ 都と法務省との間で、相互に職員を派遣（平成18年4月～）</li> <li>・ 不法滞在者の大半が就労目的での滞在であることから、外国人の不法就労防止のための事業者向け講習会を実施。（平成18年4月～）</li> <li>・ 警視庁、東京入国管理局及び東京労働局と連携した外国人労働者適正雇用講習会を実施（平成21年1月～）</li> <li>・ 不法就労防止についての理解を深めてもらうため、外国人を雇用する際のポイントを解説した、事業者向けビデオ・DVD及びマニュアルを作成。（ビデオ・DVD：平成19年10月、マニュアル：平成19年11月）</li> <li>・ 不法滞在者の自主的な退去を促す「出国命令制度」について、ポスターや新聞広告等による周知事業を実施（平成19年1月～）</li> </ul> <p>2 振り込め詐欺抑止対策</p> <p>悪質巧妙な手口を使って、中高齢者等に金銭を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害が後を絶たないため、その抑止対策に重点的に取り組んでいる。</p> <p>(1) 防犯講話の実施</p> <p>被害者層である高齢者に注意喚起をするとともに高齢者に接する機会の多い地域包括支援センター相談員や民生児童委員の方々から直接高齢者に注意喚起するために、平成20年度から、被害が多発する地域を中心に、防犯講話を実施し、振り込め詐欺の手口を伝え、被害防止に努めている。</p> <p>(2) 振り込め詐欺防止の注意喚起</p> <p>ア 各局と連携した取組</p> <p>「広報東京都」、「東京くらしねっと」等の都広報紙のほか、水道の検針票、納税通知書の封筒や通知文内への注意喚起文の掲載など、様々な印刷物を最大限活用し、都民に対し幅広く注意喚起を呼びかけている。</p> <p>イ 関係機関等と連携した取組</p> <p>社団法人東京バス協会と連携して、シルバーパスの更新手続き時に窓口を訪れた高齢者に対して注意喚起チラシを配布することや雑誌等マスメディアと連携して、記事・広告掲載などを実施している。</p>	

ウ 振り込め詐欺抑止用ポスター・リーフレット等の作成、配布

人気スポーツ選手の協力を得、若年世代を対象とした啓発用ポスターやチラシを作成し、被害者層から見れば孫や子にあたる世代に対して、振り込め詐欺の現状と対策の周知を進め、社会全体に振り込め詐欺抑止気運を高めている。

また、医療費を口実とした還付金詐欺が多発している現状に着目し、平成20年度から、ATM（自動現金預払機）で医療費を還付することはない旨を注意喚起するポスターを作成して、医療関係団体の協力により都内の病院、診療所、歯科医療機関、薬局・接骨院等計約25,000箇所に集中的に掲出している。

振り込め詐欺被害防止に向け、犯人が実際に使った手口の再現や被害に遭わないための対処法を収録したCD付きのリーフレット「振り込め詐欺撃退 虎の巻」を作成し、平成18年6月下旬から、介護事業者や都内各警察署、各区市町村等に対して配布した。

さらに、平成20年度においては、多発する最新の犯行手口を分析し、声優により再現した音声CDを作成し、防犯講話等で活用する。

(3) 金融機関等との連携による被害防止対策の実施

振り込め詐欺抑止に向けた実効性のある対策を打ち出すため、平成17年度に都、警視庁及び金融機関等による「振り込め詐欺抑止総合対策会議」（以下「対策会議」という。）を設置し、3回の会議開催により検討を行った。

対策会議での検討の結果、懸案であったATM対策については、1日当たりの引き出し限度額の引き下げを検討、要請していくことで合意した。平成18年9月段階で、みずほ銀行、三井住友銀行、日本郵政公社、三菱東京UFJ銀行等が1日当たりのATM引き出し限度額を50万円に引き下げた。

対策会議以降も警察庁や警視庁と連携し、全国銀行協会等金融機関へ振り込め詐欺防止対策について協議・調整を行い、官民緊急対策会議の開催などの場を通じて具体的な対策の実施について働きかけを行っている。

(4) 振り込め詐欺撲滅月間、振り込め詐欺撲滅五者宣言の実施

平成20年10月を振り込め詐欺撲滅月間と位置づけ、警視庁、東京銀行協会、電気通信事業者協会、日本フランチャイズ協会と振り込め詐欺撲滅五者宣言を締結し、関係機関との連携を強化した。さらに、北京オリンピック柔道女子63キロ級金メダリストの谷本歩実選手を広報大使に任命し、ポスター等を通じて広く啓発活動を実施した。

また、平成21年2月も振り込め詐欺撲滅月間と位置づけ、三つの運動の輪の呼びかけや関係機関と連携した取組を実施した。

(5) 振り込め詐欺抑止イベントの開催

振り込め詐欺被害の現状と対策を分かりやすく知ってもらうためのイベントを開催した。

- ・振り込め詐欺抑止シンポジウム（平成18年3月）
- ・振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン（平成18年9月）
- ・多摩地区 振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン（平成19年3月）
- ・振り込め詐欺・悪質商法撃退キャンペーン（平成19年9月）
  - ・振り込め詐欺撃退キャンペーン（平成20年6月）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの経過</p>	<p>3 落書き消去活動支援事業</p> <p>地域の防犯意識を高めることを目的として、地元区市、警察署、地域住民等と共同で落書き消去活動を実施した。平成18年度からは、落書き消去後の壁面に絵を描き、再発防止にも努めている。また、落書きの消去方法等を記載した「落書き消去マニュアル」を作成、配布した。</p> <p>落書き消去キャンペーン実施地区（平成16年度～平成19年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・池袋（平成16年11月）</li> <li>・町田（平成17年9月）</li> <li>・青山（平成17年10月）</li> <li>・戸山（平成18年5月）</li> <li>・原宿（平成18年5月）</li> <li>・天沼橋上（杉並区）（平成18年11月）</li> <li>・東久留米（平成19年3月）</li> <li>・渋谷（平成19年5月～10月）</li> <li>・板橋（平成19年11月）</li> </ul> <p>落書き消去活動は、地元区市、警察署、地域住民等が一体となって推進した結果、徐々に都内各地域に広がりを見せている。</p> <p>都では、このような機運をさらに盛り上げるため、繁華街における落書き対策連絡会議を平成19年6月に開催し、治安対策と落書き消去活動について認識の共有を図っている。今後ともこうした連絡会議を関係地域において開催し、落書き消去活動の全都的展開を目指していく。</p> <p>また、平成20年度より、専門的な知識や経験をもつ技能者へ、落書きの状況や壁面の特性に適した消去方法等に係る実地指導を業務委託し、区市町村の自主的な取組をサポートしている。</p> <p>（平成20年度実施箇所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・足立区梅田(4月)、新宿区新宿(5月)、豊島区西池袋(7月)、練馬区北町(7月)、目黒区上目黒(8月)、調布市(10月)、中野区中野(11月)、新宿区百人町(11月)、北区桐ヶ丘(11月)、杉並区高井戸(11月)、杉並区和泉(12月)、三鷹市上連雀(2月)、杉並区阿佐ヶ谷(3月)、八王子市南大沢(3月)</li> </ul> <p>さらに、平成20年度の消去活動を踏まえ、より実践的な落書き消去マニュアルを作成するとともに、落書き消去活動シンポジウムを開催し、広く消去活動の普及に努めている。</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の見通し</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外国人不法就労対策 外国人不法就労防止のための啓発講習を引き続き実施する。</li> <li>2 振り込め詐欺抑止対策（高齢者被害対策） 振り込め詐欺被害を抑止するため、注意喚起、啓発活動等の対策を引き続き実施していく。</li> <li>3 落書き消去啓発事業 落書き消去活動を普及させ、地域の防犯力を高めていくため、区市、地域住民等による自発的な消去活動を行うための支援事業を実施する。</li> </ol>		
<p>問い合わせ先</p>	<p>青少年・治安対策本部 総合対策部 治安対策課</p>	<p>電話</p>	<p>03-5388-2279</p>